

令和2年 第8回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月20日（月）  
午前9時30分から午前11時52分まで
2. 開催場所 佐野市役所 6階大会議室A、B
3. 出席委員 （16人）

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大舘 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身
4. 欠席委員 （0人）  
欠席者なし

## 5. 議事日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 会議書記の指名について
- 日程第4 佐野市農業委員会会長の選出について
- 日程第5 佐野市農業委員会会長職務代理者の選出について
- 日程第6 議席の指定について
- 日程第7 議案第1号について

議案第1号 佐野市農地利用最適化推進委員の委嘱について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 勉
参事	磯部高志
農地調整係	係長 飯島浩之
	主事 小松崎梨菜
	主事補 上野川拓朗
	主事補 柿沼誠一郎
	会計年度任用職員 黒田和美

## 7. 会議の概要

事務局長

ただいまから令和2年第8回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

なお、本総会は、委員の任期満了による任命後、最初に行われる総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書きの規定に基づき佐野市長が招集をしております。開会に先立ちまして、岡部正英市長よりご挨拶をいただきます。

(市長挨拶)

ありがとうございました。続きまして、農政関係職員の紹介をいたします。

まず、塩田妙子農政課長でございます。続きまして、仲山健一農山村振興課長でございます。

私は産業文化部長兼農業委員会事務局長の小野 勉でございます。よろしくお願いたします。

ここで岡部正英市長、農政関係職員は退席させていただきます。ありがとうございました。

(佐野市長、農政関係職員の退席)

改めまして、開会に先立ち、本日の出席委員数につきましてのご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は16名全員でございます。また、本日の議事日程につきましては、お手元に配布いたしました議事日程表のとおりでございます。ご確認願います。

本総会は委員任命後の初顔合わせの場となりますので、現在の席の順に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、大拙 孝委員から順にお願いします。

(委員による自己紹介)

ありがとうございました。次に農業委員会事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員 自己紹介)

本日は、委員の任期満了による任命後、初の総会でございますので、本来議長を担う会長の選出までの間、地方自治法第107条の規定「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。」を準用しまして、年長の澁江修身委員を臨時議長とさせていただきたいと思っております。議長席へお移りいただき、ご挨拶をお願いします。

(澁江委員 議長席へ)

臨時議長

ご挨拶申し上げます。ただいまご紹介いただきました澁江修身でございます。

事務局長の説明のとおり、私が臨時議長として与えられた職責を全力で務めさせていただきますので、委員の皆さんの特段のご協力をお願いいたします。

ただいまから、令和2年第8回佐野市農業委員会総会を開会いたします。ここで議事日程に入る前に、仮議席を指定いたします。現在着席の議席を仮議席としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、現在の席を仮議席といたします。これより議事日程に入ります。

まず日程第1「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、本日1日と決定いたします。

次に日程第2「議事録署名人の指名について」ですが、臨時議長から指名させていただきます。仮議席番号1番 大拙 孝委員、仮議席番号2番 小林秀男委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

日程第3「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小松崎梨菜主事、上野川拓朗主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4「佐野市農業委員会会長の選出について」、日程第5「佐野市農業委員会会長職務代理者の選出について」の人事案件2件でございます。会長及び会長職務代理者の選任方法は、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、委員の互選によるとあります。事務局をして選任方法について説明をさせます。

事務局

説明いたします。日程第4「農業委員会会長の選出について」及び日程第5「農業委員会会長職務代理者の選出について」につきましては、地方自治法第118条に倣い、指名推選の方法を用いることができる、とされています。合併後における従来の初総会において、会長及び会長職務代理者の選任方法につきましては、指名推選によるものでございました。方法につきましては、各選挙区、農業団体、学識経験者から代表各1名ずつ、合計7名による選考委員会により推選いただきまして、指名推選の方法で決定されました。

前回から新しい農業委員会の制度となり、選挙区等がなくなるため、「改正農業委員会法対策研究部会」という組織において新制度における様々な内容を検討いただきました。選考委員会の選出方法の検討結果をご報告させていただきます。

お手元へ配布の「選考委員会委員名簿(案)」をご覧ください。選考委員会の選出区分を佐野地区、田沼地区、葛生地区に分け、佐野地区から3名、

田沼地区から2名、葛生地区から1名、合計6名、うち1名の委員長を選出し、選考していただくという案でございます。以上でございます。

臨時議長

事務局の説明が終わりました。事務局からは、選考委員会による指名推選の方法が示されました。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。選考委員会による指名推選に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立全員となりませんでしたので、投票による選挙を行います。

これより会長選挙を行います。会場の出入口を閉鎖してください。事務局で選挙の準備をする間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩9：45から9：48)

準備が整いましたので、ただいまから会長選挙を行います。ただいまの出席委員数は16名でございます。この際、お諮りいたします。先例により立会人に、仮議席番号1番 大朮 孝委員、仮議席番号16番 立川久恵委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認めます。よって立会人に仮議席番号1番 大朮 孝委員、仮議席番号16番 立川久恵委員を指名いたします。なお、この選挙の結果が同数の場合は抽選とさせていただきたいと思っております。それにご異議ありませんか。

新井委員

はい。

臨時議長

はい、どうぞ。

新井委員

この場合は、誰か立候補者がでるといえることですか。

事務局

説明いたします。この場合は16名全員が会長になる権利をお持ちになっていて、16名全員が投票をして決める権利をお持ちになっていますので、全員の方に順番にどの方が会長にふさわしいかどうか投票用紙に書いていただいて、1番多く票を集められた方が会長に選ばれるということですので。

新井委員

前回の会長は、農業委員の選考委員会の委員になっていました。選考委員になっているにもかかわらず、選考前にある方を会長にしようという事前運動をしていたことが発覚しました。そのような方たちも対象になるのですか。まさしくそれは選挙違反であると考えます。私の意見としてはそういう人たちを除外して、選挙をやるのならわかりますが、事前に選挙運動をしている人も含めるならば公平性に欠けると思います。

事務局

農業委員会の会長選挙は互選によるという規定がございますが、公職選挙法をあてるといふ決まりはございません。委員さんによる互選という記載しかありません。新井委員がおっしゃった事前運動という概念そのものがないと考えます。そのような事実があったということは把握していませんが、事前運動が禁止されているとか、公職選挙法に当てはめるとか、そのような規定はございませんので、この場で立候補も推選もなく、皆さんに1名会長にふさわしい方を投票用紙に記載していただき、一番多く投票を得た方が会長に選ばれるということになります。

新井委員

前もって電話しているのですよ。この人を会長にお願いしますと。そのようなことは絶対公平ではない。本当はそのような人は除外してやっていただきたいです。このような選挙はあり得ない。事前運動しているのにその人を含めて選挙をすることは無効であると思います。その人を除外して選挙をするのであれば、私は賛成します。選考結果が公表される前に事前運動することはあり得ない。公正公平さに欠けますから、その人を含めて選挙をするのであれば、私は辞退します。実際すでに会長が決まっているのですから。

事務局

農業委員会等に関する法律の中には会長の選任について、委員の互選によるという規定しかございません。新井委員がおっしゃった、事前に会長はこの方が良いのではないかという事前運動をされた方は排除すべきというご意見があったわけですがけれども、方法については事務局が決めるわけではなく、16名の委員さんでどのような方法で会長を選ぶか、それを決めていただくことになっていますので、事務局でこうすべきと示すことはできません。指名推選は成り立ちませんでしたので、選挙以外の方法で

やるべきだという意見であるとする、議長以外の委員さん1名1名の意見を発表していただき、皆さんで方法を決めていただく必要があると思います。よろしくお願いします。

金子委員

私は本日から農業委員になりました。農業委員を経験されている方は6、7名いらっしゃいますよね。会長は農業委員経験者から選ぶのですか。

事務局

指名推選という、事務局からの今までの慣例の提案であれば、金子委員がおっしゃったような選び方になる可能性はありますが、1人でも指名推選に反対の方がいると、指名推選の方法は取れません。先ほど臨時議長が決を取り、全員賛成になりませんでしたので、指名推選という方法は取れません。そうすると、通常であれば投票による選出という方法が考えられるのですが、ある特定の方は加えるべきではないというご意見が新井委員からありました。事務局としては事前運動をしないといけないという考えはありませんが、他の委員さんも排除すべきというご意見があるとするならば、そのご意見を否定する権限もございませんので、他にどのような方法が良いか皆さんで決めていただくこととなります。

小林委員

初めて農業委員になったので、16名のうち新規で選ばれた農業委員を教えてくださいませんか。

事務局

前回は農業委員になられていた方は、相場重雄委員、新井 勉委員、川上美由紀委員、志賀喜一委員、澁江修身委員、立川久恵委員、本島光雄委員です。前回農地利用最適化推進委員になられていて、今回農業委員になられた方は、小関昭男委員、金子一郎委員、若田部明委員です。

大拙委員

私も初めて農業委員に任命されました。恐縮ですが、皆さんお会いしたことのない方ばかりです。いきなり選挙といわれましても、皆さんがどこの地区のどのような方なのかという認識が全くございませんので、皆さんの合意のもと、会長を決めるべきであると思います。このまま選挙で押し切るということになると、今後の運営について問題が残ると思いますので、全員で協議のもと会長を決めるという方法が良いと思います。

臨時議長

ありがとうございました。

事務局

先ほど選考委員会を開いて会長を選考するという方法が満場一致になりませんでしたので、その方法は取れません。仮に選考委員会に諮ってどなたか1名を会長に、どなたかを会長職務代理者にと決まり、その方でい

かがですかと諮ったとしても、1人でも納得できないということになれば、やはり投票による方法しかないと考えます。

臨時議長

ここで暫時休憩といたします。

(暫時休憩 10:02から10:45)

休憩前に引き続き議事を続行いたします。これより会長選挙を行います。会場の出入口を閉鎖してください。

準備が整いましたので、ただいまから会長選挙を行います。ただいまの出席委員数は16名でございます。この際、お諮りいたします。先例により立会人に、仮議席番号1番 大拙 孝委員、仮議席番号16番 立川久恵委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認めます。よって立会人に仮議席番号1番 大拙 孝委員、仮議席番号16番 立川久恵委員を指名いたします。なお、この選挙の結果が同数の場合は抽選とさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

異議なしと認めます。それではただいまから投票を開始いたします。立会人は投票箱を改め異常の有無を報告してください。

(立会人は投票箱を点検し、異常の有無を臨時議長に報告)

異常なしと認めます。それでは、点呼により順次投票をお願いいたします。その際、投票は無記名で、委員の中から被選挙人1名の氏名を記載し投票してください。投票に係る注意事項を事務局より説明させます。

事務局

次に掲げる投票は、無効とします。

- 一 所定の投票用紙を用いないもの
- 二 選挙される者の氏名を自書しないもの
- 三 選挙される者の氏名以外の事項を記入したもの。

ただし、官位、職業、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでな

い。

四 選挙される資格のない者の氏名を記載したもの

五 一投票中に選挙される資格を有する者（以下「被選挙有資格者」という。）二人以上の氏名を記載したもの

六 選挙される者の何人を記載したかを確認し難いもの

同一の氏名、氏又は名の被選挙有資格者が二人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前項第六号の規定にかかわらず有効とします。前項の有効投票は、被選挙有資格者のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものとします。

臨時議長

事務局は点呼を開始してください。

（順次投票）

点呼が終わりましたが、投票漏れはありませんか。

（なしの声）

投票漏れなしと認めます。以上で投票を終了いたします。ただちに開票を行います。立会人は開票に立ち会ってください。

（事務局が開票。結果を立会人に確認後、臨時議長へ渡す。）

事務局長をして、選挙の結果を報告させます。

事務局長

投票総数16票、有効票数15票、無効投票1票。有効投票のうち、志賀喜一委員9票、大肚孝委員6票。以上でございます。

臨時議長

選挙の結果は、事務局から報告のとおりであります。よって志賀喜一委員が、会長に当選されました。以上で会長の選挙を終了いたします。

ただいま行われた選挙により志賀喜一委員が、佐野市農業委員会会長に選出されました。志賀委員が会長に決定しましたので、臨時議長の任を解かせていただきます。これまでの議事進行につき、皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

志賀会長はご挨拶の後、議長を務めていただきます。議長席にお移りください。

(会長あいさつ・議長就任)

議長

次に日程第5「佐野市農業委員会会長職務代理者の選出について」を議題といたします。

ここで暫時休憩といたします。

(暫時休憩 11:08から11:15)

休憩前に引き続き議事を続行いたします。これより会長職務代理者選挙を行います。会場の出入口を閉鎖してください。なお、事務局で選挙の準備をする間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

準備が整いましたので、ただいまから会長職務代理者選挙を行います。ただいまの出席委員数は16名でございます。この際、お諮りいたします。先例により立会人に、仮議席番号2番 小林秀男委員、仮議席番号15番 石川俊雄委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認めます。よって立会人に仮議席番号2番 小林秀男委員、仮議席番号15番 石川俊雄委員を指名いたします。なお、この選挙の結果が同数の場合は抽選とさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

異議なしと認めます。それではただいまから投票を開始いたします。立会人は投票箱を改め異常の有無を報告してください。

(立会人は投票箱を点検し、異常の有無を臨時議長に報告)

異常なしと認めます。それでは、点呼により順次投票をお願いいたします。その際、投票は無記名で、委員の中から被選挙人1名の氏名を記載し投票してください。事務局は点呼を開始してください。

(順次投票)

点呼が終わりましたが、投票漏れはありませんか。

(なしの声)

投票漏れなしと認めます。以上で投票を終了いたします。ただちに開票を行います。立会人は開票に立ち会ってください。

(事務局が開票。結果を立会人に確認後、臨時議長へ渡す。)

事務局長をして、選挙の結果を報告させます。

事務局長

投票総数16票、有効票数15票、無効投票1票。有効投票のうち、川上美由紀委員7票、大拙孝委員5票、立川久恵委員3票。以上でございます。

議長

選挙の結果は、事務局から報告のとおりであります。よって川上美由紀委員が、会長職務代理者に当選されました。以上で会長職務代理者の選挙を終了いたします。

ただいま行われた選挙により川上美由紀委員が、佐野市農業委員会会長職務代理者に選出されました。

それでは、会長職務代理者に決定した川上美由紀委員からご挨拶をいただきます。

(会長職務代理者あいさつ)

ありがとうございました。次に日程第6「議席の指定について」を議題といたします。議席につきましては、総会運営上、ただいま決定されました会長職務代理者を議席番号1番に、会長を議席番号16番として、それ以外の議席につきましては、くじ引きで定めます。ご了承願います。

それでは、事務局をしてくじ引きをさせます。

(くじ引き)

くじ引きが終わりましたので、事務局長をして議席番号及び氏名を朗読いたさせます。

事務局長

仮議席の順で申し上げます。12番 大拙 孝委員、7番 小林秀男委員、5番 小関昭男委員、9番 若田部明委員、14番 川田恒夫委員、13番 野村春男委員、16番 志賀喜一委員、15番 澁江修身委員、11番 本島光雄委員、10番 金子一郎委員、1番 川上美由紀委員、6番 向田栄一委員、4番 相場重雄委員、8番 新井 勉委員、2番 石川俊雄委員、3番 立川久恵委員、以上でございます。

議長

事務局長の報告が終わりました。議席については事務局長の報告のとおりであります。ご了承願います。ここで議席の移動を行います。この間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩 11:40から11:45まで)

休憩前に引き続き議事を続行いたします。次に、日程第7に入ります。本日ご審議いただく案件は議案第1号1件でございます。

議案第1号「佐野市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議案といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号「佐野市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」このことについて、農業委員会等に関する法律第17条第1項に基づき、佐野市農地利用最適化推進委員を委嘱することについて、意見を求めます。

令和2年7月20日提出 佐野市農業委員会会長。

令和元年11月18日から12月16日の期間で、推進委員の推選、募集を行いました。定数につきましては、「佐野市農業委員会の委員等の定数を定める条例」の第3条第1項によりまして、定数を16名としています。応募状況の結果につきましては、地域からの推選16名、個人からの推選0名、応募1名の合計17名でございます。

候補者の選考につきましては、佐野市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱第3条によりまして、選考委員は、農業委員会から会長、会長職務代理者、島田一男委員の農業委員3名の外、農業公社事務局長、農政課長の合計5名で構成する評価委員会において、評価選考を行いました。

選考結果につきましては、お手元の別添資料1をご覧ください。選考のポイントといたしましては、推進委員は、地域の中で地域の方に密着した活動が必要となってまいりますので、担当区域の農地等の利用の最適化の推進ができる方、活動の期待度、役職や経験を活動に生かせる方、推選理

由や応募の理由から、熱意や意欲を感じる方、社会規範の遵守等の項目を、選考の項目とさせていただきます。特に、農地利用最適化推進委員の職務を遂行する上で、地域に入って中心的に活動し、地域をまとめられることが重要との意見が評価委員会で行われました。選考結果といたしましては17名中、地域から推選されました、16名全員が選考されたこととなります。

それでは議案書の3ページをご覧ください。担当区域、氏名、生年月日、住所の順に読みあげます。

第1区 峯岸一浩 第2区 尾花 収 第3区 小菅喜市 第3区 青村 章 第4区 須藤伊佐男 第4区 石井和美 第5区 宇佐美義伸 第5区 佐取俊昭 第6区 澁江俊也 第7区 秋山 清 第8区 亀田健一 第8区 亀山政義 第9区 松村 繁 第9区 提箸久雄 第10区 中島敏男 第11区 縫田重吉

説明は以上でございます。農地利用最適化推進委員については、第6回農業委員会総会の全員協議会において選考結果の報告をさせていただきました。今回お諮りいただくのは、委員の委嘱についてでございます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については提案のとおりご承認いただくことに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって議案1号は、提案のとおりご承認いただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事日程の全てが終了いたしました。これをもちまして令和2年第8回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。長時間にわたる慎重審議、ご協力ありがとうございました。

11時52分閉会